

魚津市告示第10号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、2025年農林業センサスに従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和7年1月21日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 2025年農林業センサス
- 2 統計調査員の区分 指導員
- 3 統計調査員の任期 令和6年12月2日から令和7年3月13日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 固定額 1指導員につき6,930円
 - (2) 変動額 受け持ち調査員1人につき1,320円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 旅費 次に掲げる額を合計した額
 - ア 説明会出席旅費 1指導員につき530円
 - イ 実査・報告 1指導員につき1,060円
 - (2) 調査員証写真代 1指導員につき220円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和7年4月21日